

横谷埋立センター埋立地維持管理計画

1) 維持管理の技術上の基準

A. 囲い等

埋立地の周囲に囲いを設けみだりに人が埋立地内に立ち入るのを防止することができるようにし、門扉は、1日の作業終了後は、閉鎖し施錠する。また、囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修する。

B. 表示等

立札、その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講じる。また、立札が破損した場合は直ちに補修する。

C. 開渠等

埋立地周囲の地表水が、開口部から埋立地へ流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の措置を講ずる。

D. 地下水の水質検査

定期的に、最終処分場周縁2箇所以上の観測井又は地下水集排水設備により採取された地下水の水質検査を行い、汚染が生じていないことを確認する。地下水の水質検査は別表-1の項目について、モニタリングピットより地下水を採取し検査を行い、結果については、記録表を作成し報告する。

E. 発生ガス及び臭気の測定

発生ガスのモニタリングを埋立地内に配置した通気装置を利用して行う。

計測地点は埋設されているごみ層の埋立経過年数を考慮して数地点設定する。なお、埋立地の面積が広い場合には、法面に設置した通気装置に加えて埋立地内部に堅型の通気装置も設置すること。発生ガスの調査項目及び頻度は、埋立ごみの埋立経過年数とガスの発生特性を十分勘案したうえで、ガス発生の活発な時期には頻度を多く、安定期には、少なくする等柔軟性を持たせる。また、ガスの発生に伴う悪臭についても、年1回埋立地との境界付近2～3点で実施する。別表-2に測定項目と回数を示す。

F. 擁壁等の保全

埋め立てる廃棄物の流出を防止するための土堰堤は定期的に点検し、この設備が崩壊する恐れがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとし、定期的な点検を事前に定めておくこと。また、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。

G. 浸出水処理設備の維持管理

浸出水処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行うこと。また、放流水の水質検査の結果、排水基準を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じること。

H. 埋立処分終了時の措置

埋立処分が終了した埋立地は、その表面を良質の土砂で 1.0m以上覆土し、計画書の記載事項どおりに跡地整備を行う。埋立処分が終了した埋立地は、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備を必要な箇所に設置する。

I. 埋立終了後の維持管理

最終処分の巡回監視及び点検を定期的に行うほか、特に台風及び大雨等の際には巡視監視を強化し、事故の未然防止を図る。また、地下水の水質検査は、モニタリングピットにより地下水を採取し、別表-1に掲げる検査項目について3カ月に1回以上、同表の検査方法により検査を行う。なお、水質検査については記録表を作成し、6カ月に1回報告し、水質検査結果に異常が生じた場合には、その原因を調査し、知事と協議のうえ必要な措置を講じる。さらに、地盤の安定状況を確認するため沈下板等を設置し、計測を行い、記録表を作成する。

J. 閉鎖後の措置

最終処分場は、埋め立てられた廃棄物の飛散及び流出、埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染並びに埋立地からの火災発生防止のために必要な措置が講じられていることを確認したうえで閉鎖する。

また、閉鎖にあたっては、次の項目について確認し、異常を発見した場合には速やかに修復などの所要の措置を講じる。

K. 管理事務所の備え付け書類

事務所内の見えやすい場所に埋立計画図面等を掲示しておく。また、事務所内には、処理の帳簿及び維持管理の記録を備えておく。

L. 維持管理及び災害防止

最終処分場の維持管理及び災害防止については、維持管理計画書及び災害防止計画書に基づき適切に実施する。

M. 記録及び保存

最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存する。

N. 地域住民への配慮

最終処分場に係る苦情等については、誠意をもって対処するとともに、問題解決に当たり、その記録を作成し保管する。

別表-1 水質検査項目

(単位：mg/ℓ以下)

	調査項目	年 1 回			調査項目	年 1 回	
		放流水	地下水			放流水	地下水
1	カドミウム及びその化合物	0.01	0.01	14	1・2クロロエタン	0.04	0.004
2	シアン化合物	1	*	15	1・1ジクロロエチレン	0.2	0.02
3	有機リン化合物	1	—	16	シス1・2ジクロロエチレン	0.4	0.04
4	鉛及びその化合物	0.1	0.01	17	1・1・1トリクロロエタン	3	1
5	六価クロム化合物	0.5	0.05	18	1・1・2トリクロロエタン	0.06	0.006
6	ヒ素及びその化合物	0.1	0.01	19	1・3ジクロロプロペン	0.02	0.002
7	水銀化合物	0.005	0.0005	20	チウラム	0.06	0.006
8	アルキル水銀化合物	*	*	21	シマジン	0.03	0.003
9	P C B	0.003	*	22	チオベンカルブ	0.2	0.02
10	トリクロロエチレン	0.3	0.03	23	ベンゼン	0.1	0.01
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.01	24	セレン及びその化合物	0.1	0.01
12	ジクロロメタン	0.2	0.02	25	過マンガン酸カリウム		10
13	四塩化炭素	0.02	0.002				

	調査項目	月 1 回			調査項目	月 1 回	
		放流水	地下水			放流水	地下水
1	水素イオン濃度	5.8～8.6	—	11	溶解性マンガン含有量	10	—
2	B O D	60	—	12	クロム含有量	2	—
3	C O D	90	—	13	フッ素含有量	15	—
4	S S	60	—	14	大腸菌群数(CFU/mL)	800	—
5	ノルマルヘキサン 抽出物含有量	鉱物油類 5	—	15	窒素含有量	(60) 120	—
6	ノルマルヘキサン 抽出物含有量	動植物油脂類 30	—	16	リン含有量	(8) 16	—
7	フェノール類含有量	5	—	17	溶存酸素	—	—
8	銅含有量	3	—	18	塩素イオン濃度		200
9	亜鉛含有量	5	—	19	電気伝導度		—
10	溶解性鉄含有量	10	—				

(調査項目・数値基準は、排水基準を定める総理府令・地下水の水質汚濁に係る環境基準等による。)

*印は検出されないこと・()は日間平均値。

別表-2 発生ガスの測定項目及び頻度

測定項目		測定頻度
外気温度		年 1 回
外気湿度		〃
ガス湿度		〃
発生ガス量		〃
種類	メタン (CH ₄)	〃
	二酸化炭素 (CO ₂)	〃
	一酸化炭素 (CO)	〃
	アンモニア (NH ₃)	〃
	硫化水素 (H ₂ S)	〃
	酸素 (O ₂)	〃
蒸気発生の有無		〃

2)適正な埋立管理

A. 搬入時の廃棄物の確認

搬入される廃棄物について、埋立処分できる品目以外の廃棄物の混入を避けるため、処分できる品目以外の廃棄物が搬入されないよう管理体制を確立し、車両から廃棄物を荷降ろしする前に、搬入された廃棄物の内容を検査のうえ、搬入廃棄物が埋立できる品目であるかどうか確認し、排出者不明な廃棄物は受け入れない。

B. 能力に沿った計画的埋立

埋め立てに当たっては、廃棄物の厚さ、覆土の厚さ等を表示する丁張り等を利用し、計画的に行う。また、搬入された廃棄物の即時締め固め、整地及び必要な覆土等の作業に支障を及ぼさないよう計画的に埋め立て、廃棄物の山積み保管はしない。

さらに、埋立地を変形、改造したり、廃棄物の各層の埋立高を超えて埋立処分したりしないようにする。

C. 埋立処分終了時の措置

埋立処分が終了した埋立地は、その表面を良質の土砂で1.0m以上覆土し、計画書の記載事項どおりに跡地整備を行う。埋立処分が終了した埋立地は、雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造、規模の排水設備を必要な箇所に設置する。

またその他、次の事項について確認し、異常を発見した場合は速やかに修復などの所要の措置を講じる。

D. 中間覆土

埋め立てる廃棄物の1層当たりの厚さは原則として3.0m以下とし、各層の間に中間覆土を0.3m行う。

E. 異常時の措置

日常の管理において、貯留構造物の異常により産業廃棄物の流出や飛散等を発見した場合には、直ちに適切な対策を行い、流出した産業廃棄物回収その他の生活環境保全上必要な措置を講じる。

F. 貯留構造物

最終処分場の貯留構造物の外観等について日常巡視点検、定期点検を行い、構造物の変位等の異常を発見した場合には速やかに修復などの所要の措置を講じて、災害の未然防止を図る。

G. 悪臭の防止

搬入廃棄物は、焼却灰、不燃物の廃棄物であるため、問題となるような悪臭の発生はほとんどないと思われる。しかし、万一悪臭が発生する恐れがある場合には、即日覆土、防臭剤の散布、その他必要な措置が講じられるよう準備しておく。

H. 騒音、振動及び粉じん防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械に起因する騒音、振動により、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じる。

3)災害防止計画

A. 飛散及び流出の防止

廃棄物が風により飛散しないようにするため、必要に応じ即日覆土や散水、その他必要な措置が講じられるよう準備しておく。なお、貯留構造物を設置するため、廃棄物の雨による流出の恐れはない。

B. 公共の水域及び地下水の汚染防止

搬入廃棄物は、焼却灰、不燃物の廃棄物であるため、周辺の水質検査を定期的実施し、異常が生じた場合にはその原因を調査し、必要な措置を講じる。

C. その他最終処分場に関する災害防止

a) 貯留構造物

最終処分場の貯留構造物の外観等について日常巡視点検、定期点検を行い、構造物の変位等の異常を発見した場合には速やかに修復などの所要の措置を講じて、災害の未然防止を図る。

b) 悪臭の防止

搬入廃棄物は、焼却灰、不燃物の廃棄物であるため、問題となるような悪臭の発生はほとんどないと思われる。しかし、万一悪臭が発生する恐れがある場合には、即日覆土、防臭剤の散布、その他必要な措置を講じられるよう準備しておく。

c) 騒音、振動及び粉じん防止

廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械に起因する騒音、振動により、周辺の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じる。

d) 防火設備等

火災の発生を防止するために、埋立地内での火気の使用を厳禁することとし、万一火災が発生した場合には、常備した消火器や仮置きした覆土用土砂を消火剤として利用する。また、消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、点検整備を行う。

e) 害虫等の発生防止

搬入廃棄物は、焼却灰、不燃物の廃棄物であるため、問題となる害虫等の発生はほとんどないと思われる。しかし、万一害虫等が発生する恐れがある場合には、できるだけ即時覆土で対応し、その他必要に応じて薬剤の散布が講じられるよう準備しておく。